

## 令和7年度群馬県豪州観光レップ事業 委託仕様書

### 1. 業務名

令和7年度群馬県豪州観光レップ事業

### 2. 業務目的

群馬県では、東京に長期滞在する欧米豪個人旅行者やアジア圏の中高所得訪日リピーターをターゲットとし、群馬県への誘客を促すとともに、来県したインバウンドの長期滞在化や消費額の拡大を図っている。

豪州市場においては、白馬や野沢温泉、妙高や苗場といったスキーリゾート地の認知度が高い一方、多くのスキー場を有する群馬県の認知度は低い状況である。

本事業では、豪州に観光レップを設置し、現地旅行事業者及び現地メディア等に対するセールス活動、訪日旅行者向けの情報発信や誘客プロモーション等を行うことで、豪州におけるスノーリゾート地としての「GUNMA」および温泉・自然を含めた群馬県全体の認知度向上を図るものである。

### 3. 設置場所

豪州主要都市（シドニーもしくはメルボルン等）1か所以上

### 4. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### 5. 委託業務

#### （1）レップオフィスの開設と運営

##### ① レップオフィスの開設

- ・レップオフィスを豪州主要都市に設置し、業務に必要な人員を配置すること。
- ・現地担当者は、日本語でコミュニケーションが可能な者とし、観光マーティング全般および豪州スキー市場の動向、群馬県のスキー場を含めた観光の知識を有することが望ましい。

##### ② 月例報告

- ・（公財）群馬県観光物産国際協会（以下、「県協会」という）と毎月1回以上のミーティングを実施し、前月に実施した活動報告を行うこと。

##### ③ 問い合わせ対応

- ・専用のメールアドレス等を開設の上、現地からの問い合わせへの対応を行い、対応結果等を②月例報告で報告すること。

#### （2）誘客方針および活動計画の策定

- ・群馬県の観光素材や現地旅行者の実態、現地市場の現状等を踏まえ、誘客すべきターゲット、効果的な誘客方針および活動計画を策定すること。
- ・活動計画の策定にあたっては、本契約期間、年間計画（契約締結日から令和9年3月末まで）および全体計画（契約締結日から令和10年3月末まで）の活動計画を

提案すること。

### (3) BtoB セールスの実施

#### ① 現地旅行会社へのセールス

- ・営業を行う現地旅行会社を選定の上、営業計画を作成すること。
- ・現地旅行会社に営業を行う際に使用するセールツール（営業用資料）を作成すること。
- ・営業計画の策定にあたっては、本契約期間、年間計画および全体計画の営業計画を提案すること。

#### ② 現地メディアへのセールス

- ・営業を行うメディアを選定の上、営業計画を作成すること。
- ・現地メディアに営業を行う際に使用するセールツール（営業用資料）を作成すること。
- ・営業計画の策定にあたっては、本契約期間、年間計画および全体計画の営業計画を提案すること。

### (4) BtoC プロモーションの実施

- ・スノーリゾート地としての「GUNMA」および温泉・自然を含めた群馬県全体の認知度向上を促すためのプロモーション施策を実施すること。

### (5) その他

- ・独自提案がある場合は、企画提案書で提案すること。なお、本提案に要する経費は見積金額に含めること。

## 6. 目標設定

本事業における KPI および設定した KPI の根拠を明記すること。

## 7. 成果物の作成および提出

### (1) 提出物

以下の内容を含む本業務実施報告書の電子データ

- ① 業務実施概要
- ② 業務結果及び効果分析

### (2) 提出期限

令和8年3月31日（火）

### (3) 提出先

公益財団法人群馬県観光物産国際協会 ツーリズムデザインユニット  
〒371-0026 群馬県前橋市大手町二丁目1番1号 群馬会館3階

## 8. 完了検査

- ・本業務の完了後、速やかに7（1）提出物を県協会に提出し、県協会の検査を受けるものとする。
- ・検査の結果、県協会から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の

結果を持って完了とする。

## 9. 留意事項

- ・本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏洩したり、利用してはならない。
- ・業務の実施にあたっては県協会と協議の上決定し、進捗状況や確認事項を綿密に県協会へ連絡・報告すること。
- ・本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、県協会と協議する。
- ・本業務を遂行するにあたり取り扱うこととなる文書、情報の管理を徹底すること。
- ・本業務を遂行するにあたり必要な費用は、原則としてすべて受託者の負担とする。
- ・受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ・本業務で得た成果品に関するすべての権利は、県協会に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という）については受託者に留保するものとし、この場合、県協会は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- ・受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。